

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

板橋税務署 [\(案内図\)](#)

所在地

板橋区大山東町35-1

最寄り駅

東武東上線大山駅北口 徒歩7分

都営地下鉄三田線板橋区役所前駅A3出口 徒歩5分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 板橋税務署 [\(案内図\)](#)

所在地 板橋区大山東町35-1

最寄り駅 東武東上線大山駅北口 徒歩7分

都営地下鉄三田線板橋区役所前駅A3出口 徒歩5分

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。

[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)

その他

- 上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- 税務署内の駐車場は、令和7年2月3日(月)から3月31日(月)までの期間にご利用いただけませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- 確定申告をする場合、ふるさと納税ワンストップ特例の適用がなくなります。ワンストップ特例を申請した寄附金も申告する必要がありますのでご注意ください。